

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2 0 2 0 年（令和 2 年） 6 月 8 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年藤沢市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の
中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。